



女人堤防

はじめに
三重県鈴鹿市の汲川原町は、鈴鹿川の北岸に面した東海道沿いの町です。東隣りには庄野宿、東海道を西に5kmほど進めば亀山宿へ至ります。すぐ南西には、鈴鹿川と安楽川の合流地点があるため、昔から水害に悩まされてきました。そのような土地柄からか、町の西境には女人堤防と呼ばれる堤防跡のような土盛りがあります。

女人堤防は、鈴鹿川の本堤防と直角に造られています。途中、旧東海道と国道1号線によって分断されていますが、長さは本堤防から北へ芥川までの400m程度です。高さは1mからせいぜい1・5mくらい。女人堤防の上には車一台が通れる道が造られていますので、昔はもう少し高かったかもしれませんが、位置といい規模といい、本当にこれが堤防として役立ったのか疑問に思えます。まあ、それはさてお

ねばならない状況があったのか、考えてみたいと思います。

き、とりあえず女人堤防の伝説を見てみましょう。

女人堤防の伝説

「むかし汲川原に暮らす村人は、鈴鹿川の氾濫に悩まされ続けていた。もっと堤防を高くしたかったが、対岸にある神戸藩の城下に水が入るので許されなかった。そんな時、お菊という娘がある提案をした。禁を犯して男たちが打ち首になれば、村の将来に支障がある。ここは私たち女がやりましょう。そうしてお菊たち女は、夜になると堤防を造り続けた。

しかし、神戸藩主・本多忠升の知るところとなった。お菊たちは処刑場へ引き出されるが、家老・松野清邦の諫めによって、間一髪で許しを得ることができた。そのうえ、藩主から健気だと褒められて金一封が贈られたという」

この伝説の中で、神戸藩の城下町

を氾濫から守るために、汲川原は堤防の嵩上げができなかったとあります。なぜなら両岸のどちらかが高い堤防を造ってしまったら、洪水は対岸へ流れ込んでしまうからです。そのようなわけで、この辺りには神戸藩の城下町を守るために、汲川原側の北岸に堤防を造らせなかったという

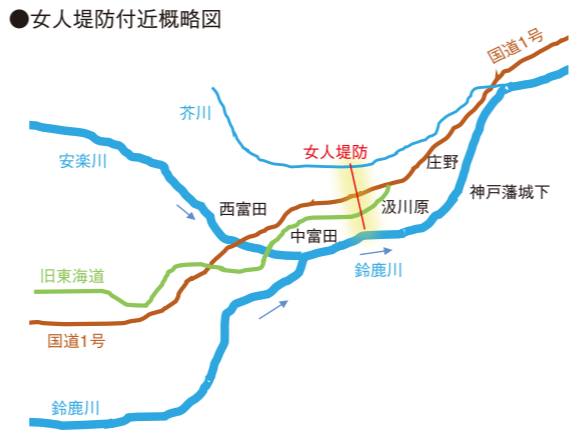


女人堤防

言い伝えがあるのです。しかし、それも文献上の根拠はありません。また伝説自体も女たちが打ち首になっても支障はないような言い回しとか、処刑しようとした藩主が、人が変わったように賞賛するとか、少々無理があるように思えます。

女人堤防の位置

先にも述べましたが女人堤防は鈴鹿川の本堤防ではなく、それと直角に汲川原の西境に造られています。これが本当に堤防であれば、西からの水を防ぐためとしか思えません。汲川原の南西には安楽川と鈴鹿川の合流地点があり、ここは最も氾濫しやすい場所と考えられます。女人堤防はこの辺りの本堤防が決壊したり、水が乗り越えた場合の二次防御だと考えるのが妥当です。鈴鹿川本流の洪水発生時に対岸へ影響を及ぼすとは考えにくいように思えます。



ねばならない状況があったのか、考えてみたいと思います。

国役普請

例えば忠升が藩主となる前年の享和2年(1802)6月27日に、鈴鹿川は大氾濫を起こしています。神戸領内の堤防が多く決壊し、人家、田畑だけでなく寺院の鐘まで流されるありさまでした。そこで、前藩主の本多忠愈は自力での復旧が不可能だと考え、幕府に対して国役普請を願いました。

国役普請とは、簡単にいえば20万石以下の大名領などに限って、自力の復旧が困難な水害を受けた場合、治水工事費の一部を幕府が負担し、残りは所定の国々から徴収して工事を行う施工制度をいいます。これによって、損害を受けた領主は、工事費用などの負担を軽減することができます。

布鎌新田の場合

場所は変わりますが、利根川下流に面する布鎌新田(現・千葉県印旛郡栄町)では、享保6年(1721)の洪水で決壊した堤防を国役普請で修理しただけでなく、利根川対岸の中谷村の破堤箇所工事に、布鎌新田の困窮している女や子供600人余を動員することによって、災害匡救事業として賃金を得させています。

神戸藩の場合?

もし、享和2年に神戸領を襲った大氾濫の復旧に、忠愈の願い通り国役普請が認められた場合はどうなるのでしょうか。国役普請は幕府主導で行われますので、汲川原の西の境に小さな堤防を造るとしても、亀山藩は強く反対できなかったかもしれません。そして、その事業は翌年から始まる忠升の代まで続けられ、災害匡救として多くの女が参加し、それが語り継がれて女人堤防の伝説へと変化したのかもしれない。



女人堤防碑 碑の左にはここより東側が神戸領だったことを示す道標が立つ

文政4年の引堤

ここでもう一つ。やはり忠升の代である文政4年(1821)頃に庄野宿の要請によって、鈴鹿川の河幅を広げる引堤が行われています。これは堤防を岸側に引いて河幅を広げる工事のことで、この際に26石余の

田が潰れており、その分の年貢を神戸藩と汲川原・庄野・中富田の三ヶ村で負担していることから、まさに女人堤防付近の工事が行われたことがわかります。

おわりに

これまで女人堤防の伝説にそって、本多忠升の領主時代に女性が堤防工事に参加するような事態が起こりえたのかを、考えてみました。しかし、必ずしも女性が参加したから「女」の名が残るとは限らない事例もあります。例えば、群馬県の「女堀」という中世の廃溝跡では、役に立たない堀であることから老女を意味する「堀(オウナ)」や、大溝の古語読み「オオウナデ」から転化したという説があります。

また、神奈川県の二ヶ領用水の場合、多摩川からの取水口が2か所あり、上流の用水路を「男堀」、下流は「女堀」と呼ばれていました。このことから、女人堤防も本堤防を男とみだてて名付けられたのかもしれない、名前が先行して伝説が付会された可能性もあるのです。

(文・江口知秀)

かんべ 神戸城跡(現・神戸公園)